別記様式　第１の２号（第３の２関係）

園芸施設共済等の加入等及びＧＦＰ登録に係る交付要件確認表

（担い手経営発展支援金融対策事業）

　　　　農業協同組合

　　　　信用農業協同組合連合会

農林中央金庫　　　　　　　　　支店

　　　銀行　　　 　　　店 御中

　　　信用金庫 　　　店

　　　信用協同組合 　 　　店

株式会社日本政策金融公庫　　　支店

沖縄振興開発金融公庫　　　　　支店

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　担い手経営発展支援金融対策事業に基づく利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。

記

1. 園芸施設の取得及び園芸施設共済等への加入に関する事項

以下のいずれかで該当するものにチェック

□　今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※１）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※２）に加入する予定です。

※１　農業用ハウス（類型）

　　 ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※２　農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

□　今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません。

２. ＧＦＰ登録に関する事項

経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合のみ、以下のいずれかにチェック

□ ＧＦＰ登録（※３）をしています（申請中の場合を含む。）。

□ ＧＦＰ登録をしていません。（本事業対象外となります。）

※３　ＧＦＰ登録の概要及び登録方法：

　　ＧＦＰとは農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいいます。農林水産省では、農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等へのサポートと、生産者・事業者等相互の連携を図るために「ＧＦＰコミュニティサイト」を立ち上げ、同サイトに登録した者を対象に、専門家とともに「輸出の可能性」診断等を実施しています（登録無料）。

　　　ＧＦＰ登録は、農林水産省のＨＰに記載されている、ＧＦＰ登録の専用ページに必要事項を入力していただくことで登録できます。